年収の壁の改正の概要

社会保険の壁

社会保険の年収
（通勤手当含む）

本人の収入・労働時間

配偶者・扶養家族の収入

ex.学生でなく扶養されていない大手勤務のｱﾙﾊﾞｲﾄ
通常労働者の4分の3未満であったとしても、従業員数51人以上の勤務先であって、週20時間以上勤務し、学生ではなく、月額賃金が8.8万円以上の場合には、**社会保険の加入が必要**になる。
※国保・国年 ⇒ 健保・厚年

3年以内に
撤廃予定

ex.学生でなく扶養されている大手勤務のｱﾙﾊﾞｲﾄ
通常労働者の4分の3未満であったとしても、従業員数51人以上の勤務先であって、週20時間以上勤務し、学生ではなく、月額賃金が8.8万円以上の場合には、**社会保険の加入が必要**になる。
※負担なし ⇒ 健保・厚年

一時的な収入増加の場合は適用しなくてもOK
※事業主の証明が必要

ex.扶養されている中小勤務のｱﾙﾊﾞｲﾄ
従業員数51人未満の法人の場合であって、右記①、②でない場合に、、**社会保険の扶養から外れる。**
※負担なし⇒ 国保・国年

2025 . 10 .1 から
適用

ex.扶養されている大学生
（中小・大手問わず）
①配偶者を除く19歳以上23歳未満の学生が、**社会保険の扶養から外れる。**
※負担なし⇒国保・国年

②60歳以上または障害者が、**社会保険の扶養から外れる。**
※負担なし⇒国保・国年

社会保険の加入が強制される。
※国保・国年⇒健保・厚年

週20h以上かつ106万 | 108万（例）草津市 | 123万 | 130万 | 150万 | 160万 | 180万 | 正社員の4分の3以上の労働時間

税務上の年収
（通勤手当含まない）

税金の壁

本人の収入

配偶者・扶養家族の収入

草津市の場合
43万＋65万 ＝ 108万
（基礎控除＋給与所得控除）
⇒本人に住民税発生
（年収108万を超える部分の10%相当）

58万＋65万＝123万
（扶養控除所得要件＋給与所得控除）

・19歳～23歳以外の者の扶養控除が取れない
⇒扶養者の税金増

・19歳～23歳の者の扶養の場合は、150万以降、段階的に控除額が低減する。
85万 ＋ 65万＝150万
（特定親族特別控除上限ライン＋給与所得控除）
⇒扶養者の税金増

・配偶者の扶養の場合は、160万以降、段階的に扶養者の控除額が低減する。
95万 + 65万 = 160万
（配偶者特別控除上限ライン ＋ 給与所得控除）
⇒扶養者の税金増

95万＋65万＝160万
（基礎控除＋給与所得控除）

・本人に所得税発生
※実際には社保料の負担増などにより190万程度から発生する。